

ハンガリーは私有化のなかでどのような所有構造に達したのか

田 中 宏

はじめに

ハンガリーの私有化は成功したのか。現在は野党になっている自由民主連盟（SZDS）の老練な経済学者、タルドシュ・マールトンが「経済評論」でこのように問題提起した。[Tardos Márton (1998)] もちろん、この問いに回答するには、体制転換とは何か、どのような視角から私有化をみるのかが問われなければならないだろう。それは更に溯れば、1989年以前のハンガリーがどのような体制であり、どのような欠陥を抱えていたのか、その総括にもかかわる¹⁾。

では、中東欧の体制転換をどのように理解できるのか。それは次のような2ないし3つの側面の絡み合いの過程であると見做すことができるだろう。ひとつは一党制から複数政党制の議会制民主主義への移行、もうひとつは計画経済制度・国家的所有優位の体制から私的所有に足をおく市場経済への移行（あるいは、指令経済から市場経済への移行と中央計画秩序から自生的・開かれた秩序への移行）である。このような認識理解に基づきながら、中東欧諸国の私有化を競争論的視角から総括したチャバは、私的所有への転換の程度と速度を重視し、競争的視角を欠落された所有権学派的アプローチを批判して、①経済の集中化、マクロ経済構造の歪み、転換の遅れ、②新しい独占的組織の再生、保護主義的徴候の復活、③近代的企業マネジメントへの移行の失敗、遅れ、を指摘している。そして民間セクター比率の量的拡大は体制転換の前進指標とはならないし、自生的秩序（市場経済）を生み出す上での国家の役割を重視することを肯定している²⁾。

さて、論議を本筋の私有化に戻そう。これまでのハンガリーの私有化と所有構造の研究は、体制転換初期にかんするスタークの調査研究の検討のみに留まっていた。そのスタークは以下の2点を明らかにした³⁾。

- 1) ハンガリーにおける所有構造は、相互持ち合い所有の水平的結合と、持ち株会社の内部でのマトリョーシユカ人形のような垂直的結合が絡み合った、コンフィグレーション型のネットワークの基づく所有となっており、国家的所有が私的所有に単線的に転化するのではなくて、国家的所有と私的所有がこのネットワークのなかで再結合している。
- 2) この再結合所有は、ハンガリーだけの特徴ではなく、チェコ等にも検出でき、西欧型、アジア型とも異なる東欧資本主義の独自性を示すものとなる。

このような現象を違う側面(政治一階級形成論)から接近したものにセレーニらの研究がある。その論点は以下の通りである。[Eyal, Szelényi, Townsley (1997)]

- 1) ポスト共産主義(東欧)の経済制度と階級関係は市場という経済調整機能を通じて形成されるが、私有化のなかで所有が拡散され、所有者を確認することができない(資本家なき資本主義)。所有権の分散は先進国にも共通の現象であるが、特に体制転換から必然的に派生する経済的不確実性に伴うリスクを分散しようとするインセンティブが働くためである。そこでは管理者が意思決定権を有している(マネージャーリアリズム論)。その権力は文化的資本の形態をとり、他方で、権力の中枢には財務の管理者が位置している。したがって、移行経済のイデオロギーはマネタリズムである。
- 2) 資本の原始的蓄積論の移行経済への適用は誤りである。上記のようにノーマンクラトゥーラが資本蓄積の主体になるわけでもないし、第二経済の主役たちが蓄積の主体になるわけでもないからである。

これまでスタークらの研究に非常に注目したのは、その研究の諸結論が推論的に移行経済の全体像的な把握への手掛かりを与えてくれるからであった。だが、世界経済とEU統合の関連のなかで、スタークのいう再結合に基づく東欧型資本主義は過渡的性格にとどまる可能性があることもそこでは指摘した。その後、この線上の研究は停止したままであった。

本稿の問題意識は次の諸点を解明することにある。中断していた私有化と所有構造の研究を再開し、私有化過程の10年間を経てハンガリーは国家的所有を基盤とする所有構造からいかなる所有構造に転化していったのか。その転換した所有構造はいかなる特徴を持ち、どのようなタイプの企業家が主体となることを保障しているのか。それはどのような意味で他の体制転換諸国と同一であり、また異なるのか。

最初にハンガリーの私有化の10年間とその成果を簡単にふりかえり、その次に3つの調査研究の結果について検討していこう。

第1章 ハンガリー私有化の約10年

ハンガリーの私有化の約10年間は、体制転換と政権交代の時期と重なり、以下のように3つの時期に区分して考察できるだろう⁴⁾。

私有化の準備期(1988年-90年春)

ハンガリーの私有化は特に計画経済体制の改革、分権化と市場化のなかで80年代に準備されていた。この分権化と市場化そして国家補助の削減のなかで、1985年には企業(評議会)は、企業資産の利用法の変更を含めて、企業活動の意思決定権を獲得していた。この流れに、1988年の会社法、1989年の憲法4条改正(所有権と営業の自由、さまざまな所有形態の法的平等)、1989年の体制転換法、1989年の外資保護法という法制度の整備が更に加わった。その結果、政治的体制転換前に私有化が部分的にスタートしていた。これは自発的私有化と呼ばれ、25の国営企業では、管理者主導により、一方では企業内の工場・分野等を分離し、会社化・商業化し、他方ではこの企業

グループを統括する企業センター（持ち株会社）を設立した。これにより、赤字部門の分離、新しい所有者や資金提供者の発見、新市場への参入を容易にして、企業グループ全体としての生き残りを確保しようとしたのである。それは政治的ノーマンクラトゥーラの変身、国家資産の私的取得として非難された。

私有化の本格的開始と実施（1990—1994）

体制転換の初の総選挙後、ハンガリー民主フォーラムのアンタル政権は管理者主導の自発的私有化の流れを止め、国内の所有者の育成に優先権を置き、国家主導の上からの私有化を進めた。まず、そのために国家資産庁法、コンセッション法、プレ私有化法が法制化の最初の波として1990年に成立した。アンタル政権によって1992年「所有私有化政府戦略」が発表され、同年9月には私有化法が制定された。この時期、無料分配型私有化と優遇措置スキームによる私有化、セルフ私有化のように私有化の方式が多様化したところに特徴がある。組織的には、国家資産庁（SPA：1990—1995年）、国家持ち株会社（SHC：1992—1995年）が設立された。第1次私有化プログラム（業種の異なる優良な21企業、1990年9月）、プレ私有化（店舗、レストラン等の売却、1997年まで1万件以上）、第2次私有化（85企業、1991年1月）、ダウントウン事務所ビルプログラム（1992年）、セルフ私有化（約500企業、1991年、SPAが指定したコンサルタント会社との契約に基づく私有化）、城郭等の私有化プログラム（1993年）が実施されると同時に、旧所有者への国有化された資産の返却を代替する賠償ヴァウチャー（200万人に2200億フォリント分配）や、Existence信用、私有化信用、従業員株式プログラム、私有化リーシングなどの方法も採用された。国家主導と無料分配型に傾斜した私有化は、投資家を十分に引き付けず、私有化の進行を遅延させた。対照的に、セルフ私有化の方は私有化過程の「私有化」を促した。

「大私有化」の加速化と終焉開始の時期

1994年の総選挙に政権をついた社会党・自由民主連盟（SZDSZ）連立政権は、新しい枠組みの中（国家資産庁と国家持ち株会社の並存状態の停止、私有化持ち株会社 SHPC の設立）で私有化を加速、終焉（公共施設・エネルギー部門、銀行までの私有化）させるために、1995年に新しい「私有化法」を制定した（97年一部修正）。入札方式、戦略投資家への直接売却の方式が主要に採用された。特に1995年からは私有化収入の最大化と外資優遇が強調され、1997年からは、経済の安定化と企業の再編が成功したことで、資本市場を通じた私有化取引が強調されるようになった。1998年には、まだ売却可能な資産が残されるが、大規模な私有化が終わったとされる。現在は制度的私有化を終了させる準備（長期の国家資産の管理方法の決定）に入っている。

そこで、どのように国営企業が私有化されたか、簡単に概観していこう（第1表）。[Csáki-Mascher（1998）]ハンガリーの私有化の典型的特徴は国営企業を再編成したあとにその会社を売却する方式であった。再編では次のような形になっている。1990年、SPAには1859の企業、経済組織が所属していた。この中から、この約10年間に、ほぼ1300社が営利会社に転換されていった。さらに、1997年末までに所有権管理団体（APV等）が他の所有権管理団体に移籍した企業、経済組織が85ある。また、国家の企業資産の一部は清算あるいは最終的に解散され（458企業）、98年年初には3つの国営企業が残ったのみである。そこで、所有権管理団体が法人会

社へ転換した1300社に加えて、所有権管理団体によって97年末までに400社以上（第1表では399社）が設立されたので、合計で1699企業が私有化の対象とされた訳である。転換後の売却では、そのうち、1997年末まで231の会社が清算あるいは解散させられた（第1表では207社）。他の資産管理団体へ移籍されたものは72社である。更に、100%売却され、完全に私有化されたのは、1998年始めまでに、1125社（同1053社）にのぼった。そして200を超えない多数株あるいは少数株所有の会社（同それぞれ178、186社）が国家私有化持ち株会社の資産ポートフォリオのなかで私有化を待っている⁵⁾。

1990-97年の期間の私有化収入は1兆4437億 Ft で（1995年4810億 FT が最高の収入であった）、そのうち95%が現金、現金収入のうち85%が外貨である。

売却方式が優先されたことにより現金がきわめて高い割合を占めていることがハンガリーの私有化のもうひとつの特徴である。

ここで、ハンガリーの私有化の到達点を確認しておこう。1998年初頭までに国家資産の大半は非国家的経済主体の手に移ったことが分かる。第2表によれば、97年末にハンガリーの資本資産のなかで3分の2以上（72%）は私的所有者の手元であり、全体の38%はハンガリーの国内所有者に渡り、また約3分の1（34%）が外資の手にある。非私的所有の資産は全体の28%を占めるが、18%は国家所有、約8%は地方自治体所有となっている。このような比率の達成は、単に旧国家資産の私有化の成果だけではなく、外資によるグリーンフィールド投資と国家資産の喪失の結果でもある。[Voszka (1998) p. 686] 私有化を含む体制転換の過程で私的所有を基盤にした経済にハンガリーが移行したことを所有構造の形式的な数値の側面から確認できるだろう。この点からして、スタークが観察した体制転換の初期とは異なる地点にハンガリーが到達している可能性があるだろう。

第1表 国営企業の転換

国営企業（1990年1月1日現在）	1859	
内 訳	1991年1月1日から転換された部分	
	他の資産管理組織からの移籍	1
	他の資産管理組織への移籍	85
	部分的清算企業	353
	最終清算企業	105
	会社に転換された企業	1300
	当面国営企業残留	3
体制転換により設立された会社	1300	
設立と分離による会社	369	
他の資産管理組織よりの引き受けた会社	30	
会社小計	1699	
内 訳	他の資産管理団体への移譲	72
	部分的清算会社	148
	最終清算会社	37
	営業停止会社	22
	完全私有化会社	1053
	資産管理にある会社	3
	当面の国家管理下の会社*	364
	その内	
	国家多数株所有会社	178
	国家少数株所有会社	186

* そのうち116社が恒常的な国家所有である（1997年法律に基づく）。

出所：Csáki-Mascher (1998)、ただし私有化モニター1997年9月号より重引。

第2表 ハンガリーの所有タイプ別の所有構造 (資産比率)

所有タイプ	1992	1993	1994	1995	1996	1997
ハンガリー個人所有者	9.8	11.9	12.3	12.4	12.6	12.8
ハンガリー会社	12.4	14.2	17.1	19.9	20.5	21.8
協同組合	2.8	2.6	2.6	2.1	2.1	2.2
MRP組織	0.1	0.3	0.9	1.0	1.2	1.2
小計（国内所有）	25.1	29.0	32.9	35.4	36.4	38.0
外資所有者	10.1	16.1	18.9	27.9	31.5	34.0
小計（私的所有）	35.2	45.1	51.8	63.3	67.9	72.0
中央政府所有	58.9	48.4	40.4	29.5	22.5	18.0
地方自治体所有	5.1	5.8	6.6	6.3	7.5	7.8
その他	0.8	0.7	1.2	0.9	2.1	2.2
国家的所有とその他	64.8	54.9	48.2	36.7	32.1	28.0
総計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出所：Voszka (1998), 686. o.

また、このような変化が達成されたのが10年間という短期間であった。

第2章 トートによる企業家の所有結合についての分析結果

では、スタークの再結合所有論の再検討に入ろう。最初にこの問題に真っ正面から取組んでいるトートの研究を取り上げる。トートによるスタークの検討は理論的側面からと調査の側面からと2通りの接近がなされている。その核心部分は以下の通りである。

スタークの理論的欠陥

最初に理論的側面からの批判を見ていこう。トートによれば、再結合所有とクロス所有は、前者が①国家所有と私的所有の混合であり、②旧国営企業のなかではなく、新しく形成された私的企業群のなかに出現している点で後者と異なる。その再結合所有の誕生については、以下の3つの解釈が可能となるだろう。

- (1) 60年代、70年代に企業の集中化の過程で大企業内のネットワークが形成されていたが、大企業の「爆発」「分裂」のなかで、旧大企業のマネージャーの間接的・直接的私的所有のもとに私有化された企業は入る。その企業の投資活動を通じて企業間ネットワークが形成されてきた。短期的現象である。
- (2) 私有化と全く関係なく、60年代、70年代の企業集積コングロマリットの「逆立ちしたピラミッド企業構造」が、市場へ適用するなかで、センター企業に従属する垂直的ネットワークを形成してきた。すでに、私有化以前の80年代後半にこの過程は開始している。
- (3) ハンガリーのクロス所有は体制転換の特殊性として長期的特徴であり、再結合所有は自由市場と国家統制主義とは異なる第三の調整メカニズムとして出現している。

私見によれば、(1)(2)(3)のそれぞれをマネージャー支配の現象形態論、市場経済適用の技術的側面論、第3調整メカニズム論と呼ぶことができるだろうが、この最後の、スタークによる第3の調整メカニズム論には、次のような批判がなされている。つまり、長期間の企業間クロス所有関係の存在自体は、先進諸国に共通する現象であり、移行経済に特殊な現象ではない。しかも、彼の

ネットワーク所有の分析には以下のような重大な欠陥が存在する。①所有関係とは指令等の行為の他動性、方向性を含むが、再結合所有の中心部では他動性が全く表示されていない。②所有関係を価値表示することがなされていない（0.1%の所有と70%の所有が同列に論じられている）。それゆえに再結合所有が経済生活や企業間関係のなかで演じる役割については過大評価がなされている恐れがある。以上がスターク研究がもつ欠陥の論理的核部分である⁶⁾。次にトート自身の行なった調査結果を検討していこう。

トートによる調査結果

トートの調査研究は、所有関係の分布について、他企業への投資参加の頻度と、企業特徴とその関連性を調査することで解明しようとしたものである。アンケート調査と会社税統計のデータベースの処理が行なわれている。トートによれば、この分析には、2つの制約がある。ひとつは、スタークのように、ひとつひとつの会社の結合関係を抽出分析したのではなく、ふたつめには、所有関係以外に存在する企業間諸関係が分析の対象から落ちているからである。対象時期は1992-96年である。その調査検討の結果は以下の通りである。

- 1) 最初に、トートはアブラハムらの研究成果に依りながら次の点を確認している。私有化された企業（1995年、210社調査）は、ひとり所有者企業が19%、2人が31%、3人が25.2%、4人以上が24.8%で、全体の4分の3の企業は3人以下の所有者の下にある。だが、多数者による所有であっても一人が過半数（50%以上）を所有している企業は81%にもなる。これは、ハンガリーの大半の企業では、所有者から自律した管理者の権限を想定することを不可能にしている。しかしながら、他方、管理者が自企業・企業集団を通じて所有者になっていることを加味しながら、企業の半数近くで（48.1%）で管理者か従業員が所有者として位置していることを考慮すると、管理者は資産の処分権を集中しているだけでなく、所有権も行使しているとも判断できないだろうか。だが、この判断は所有の分散と私的所有の不在を論拠とするセレーニイのマネージャーリアリズム論とは異なるものである。
- 2) ハンガリー企業が他のハンガリー企業に資本参加しているかどうかの調査では、1992-1995年の間には、10分の1のハンガリー企業しか他企業に資本参加していない。この数値は期間中に若干変動があった。このような他企業への資本参加は、私有化とは独立して発生している。なぜなら、その多くは、初期の段階でほとんどが私有化されているからである。他企業への投資を行った企業は1992年—1995年にその数が倍加しているが、投資している企業で、国家・自治体が主に所有している企業の比率は30.3%から5.2%に急減している。
- 3) 銀行はほとんどハンガリー企業の所有者として登場していない。（第3表参照）
- 4) 次に、他企業へ資本参加を行ない、同時に所有者のなかにハンガリー企業がいるのかどうか（双方向の所有連結）をみると（第4表参照）、1995年にはハンガリー企業のうち、76.7%は双方向の所有連結をもたない。トートはこれを「孤立した点」と呼んでいる。「孤立した点」とは反対の企業では全体の3.1%が双方向の所有連結を持っていることになる。ところが、中大企業だけを取り出すと（96年統計）、この「孤立した点」の比率は小さくなり、47—49%である。対照的に、双方向の所有連結をもつものは増えて、18%となる。だが、所

第3表 所有者としての国内企業と銀行

	MERLEG 統計*			CEG96* EXPORT96*	
	1993	1994	1995		
会社の所有者としての国内会社	16.0	16.5	15.4	20.1	27.3
会社の所有者としての銀行	n. a.	0.6	0.5	1.0	7.5
会社数	46263	53443	61184	291	295

* CEG96は50名以上の従業員を抱える製造業、建設、商業・運輸部門293社のアンケート結果（96年11月実施）に基づく。EXPORT96は製造業の輸出収入の上位1000社のうち295社のアンケート結果（96年1月—97年1月実施）に基づく。MERLEGは製造業、建設業、商業、サービス部門の納税申告・複式簿記企業の納税申告資料に基づく。

出所：Tóth（1998），604. o.

第4表 双方向の所有連結（MERLEG 統計資料*に基づく）によるハンガリー企業の分類（1995年）

（総数：61184）

他企業の会社所有者になっているのか？	会社の所有者のなかにハンガリー企業はいるのか？		総計
	いいえ	はい	
いいえ	76.7**	12.5	89.2
はい	7.7	3.1	10.8
総計	84.5	15.5	100.0

*については、第3表の脚注を参照。

**は「孤立した点」の比率を示す。

出所：Tóth（1998），606. o.

第5表 双方向の過半数所有連結による企業分類（1996年末）

ハンガリー国内企業で過半数所有を有しているのか？	他のハンガリー企業が過半数の所有となっているのか？					
	CEG96*			EXPORT96*		
	いいえ	はい	小計	いいえ	はい	小計
いいえ	63.6**	16.8	80.4	67.2*	11.6	78.9
はい	16.2	3.4	19.6	17.6	3.6	21.1
小計	79.7	20.3	100.0	84.8	15.2	100.0
総数		291			289	

*については、第3表の脚注を参照。

**は「孤立した点」の比率を示す。

出所：Tóth（1998），607. o.

有連結を過半数以上の所有に限定したならば、中大企業の「孤立した点」は64—67%まで増加する。双方向所有連結をもつハンガリー企業はわずかに3%を超えるだけに留まる。（第5表参照）ここからは、ハンガリー企業間では効果的なクロス所有関係が結ばれているのはむしろ例外的であり、例外性はハンガリー経済全体だけでなく、ハンガリーの中・大企業にも当てはまることが推測される。

以上の分析から、次のような結論をトートは導き出している。つまり、ハンガリーの私有化が終了に向かった1996年の所有構造は、比較的少数の所有者によって所有権は集中化されており、私人としての私的所有が支配的である。他方、国家的所有の下にある企業が急速に減少しており、ハンガリー人個人が過半数の所有権を有する企業数は70%にも達する。以上から、ハンガリーの移行経済のもとでは、私人としての所有者の出現を否定できないし、反対に所有権が分散化しているとは判断できない。ハンガリーの私有化の最大の功績は、「真の所有者」に企業の所有権が移行したことであり、このことがハンガリー経済のミクロレベルでの市場適用力をつけ、また生

産性の改善をもたらしていることと関連しているとトートは主張する。スタークの立論である再結合所有がその中に含まれるはずのクロス所有という現象は極めて限られた分野・範囲でしか見られず、普遍的とはいえない。また、年々変化することがありうる企業間から長期の普遍的な関係の説明原理を引き出すことができないとしている。

再度まとめる必要はないだろう。このような結論は、トート自身が指摘しているように、体制転換期のハンガリー企業の企業間関係がどのような特徴であり、あるいはどのような特徴に変化しているのか、そしてそのなかで所有関係はどのような役割をはたしているのか、を直接的に解明した結果ではない。むしろ、「点」としての企業同士を結んだ「所有」という色の「線」が希薄であることを確認している。

第3章 コヴァーチらの「ポスト社会主義終焉論」の検討

次に、コヴァーチらの「ポスト社会主義終焉論」を検討の俎上に載せよう [Kovách Imre-Csizte András (1999)]。この論文の問題意識は次の点にある。つまり、体制転換の初期に、国営大企業の転換と所有構造の再編について諸理論仮説が提起されたが、体制転換の終了しようとする時期に、所有構造を分析することによって、それらの理論的正否を実証してみようとしている。ここで批判の対象として念頭に置かれているのは、ハンスキッシュらのノーメンクラトゥーラ・ブルジョアジー論やセレーニイのマネージャーリアリズム論、それにスタークの再結合所有論である。

調査(1997年初頭)では、売り上げ収入(2億フォリント以上)からみた大企業の管理者(1000名計画した中から582名)とのインタビューが管理者への登用経路、生活様式、家族的背景、政治的選好について行われ、同時に566社の所有と効率に関する情報が収集されている。検討されているのは、企業の「国家的」過去性と所有構造が企業の活動と効率性に対してどのような重要な影響を与えるのか、である。1993-1997年の間の分析結果は以下の通りである。

- 1) 所有構造と所有の特徴については、第6表を参照していただきたい。全体の16.6%のシェアにしかならない国営・自治体所有の企業は、調査企業の総資産の60.2%、従業員数の

第6表 支配的所有に基づく企業タイプ

(総数549社)

企業所有形態	比率	企業数
外資系所有	23.3	128
国家・自治体所有	16.6	91
クロス所有一子会社	16.9	93
小株主・協同組合理型所有	8.2	45
労働者・管理者所有	23.9	131
企業家所有	11.1	61

注1) それぞれが50%以上所有している企業をタイプ分けした。例えば、外国人所有者が50%以上の所有権を有している場合に、その企業を外資系所有企業とした。銀行所有はクロス所有に分類されている。

注2) 全企業数のうち、その50%を超える所有権をもつ者が所有者の中にある企業は85.4%であった、50%を超えない所有者から構成される企業は全体の14.6%に過ぎない。

出所: Kovách Imre-Csizte András (1999), 124. o.

- 66.4%、売り上げ収入の55.3%を有しているが、私的所有が支配的になっており、所有の分散（diffuz）は見られなく、クロス所有は16.9%しかない。1990年以前に設立された企業は全体の5分の1しかなく、ほとんどがそれ以降設立されたものである。1988年に活動していた企業のうち1997年に活動している後継企業を所有タイプ別に分類すると、従業員・管理者所有が33.9%、国家・自治体所有が26.7%で、外資所有が12.7%であるのに対して、クロス所有は15.2%に過ぎない。
- 2) 国営企業のうち、外資の手に渡ったのは大企業のなかでは比較的少なく、多国籍企業はハンガリーに直接に進出してグリーンフィールド投資をするか、あるいは私有化の過程のなかに参加した場合でも、旧国営企業と新規の会社を設立する方を選好している。
- 3) 管理者所有への発展については、私有化の過程で決定的要因とはならず、49の旧大企業が管理者所有に移ったが、それが典型とはならなかった。全体の大企業のなかで役員管理者所有は8%しかない。（もちろん、個人の企業所有だけが問題ではなく、会社を通じて国家的所有に接近することが問題である）。しかも、調査によれば、その中では旧国家所有比率がないかあるいは非常に減少しているような新規の会社を設立することによって、管理者はその会社の多数所有を獲得していることが分かる。
- 4) では、このような私的所有の発生はスタークのいう再結合所有に関連するのか。クロス所有は単に国家的所有の会社だけでなく、私的企業にも有効で、企業規模が拡大するとクロス所有は増大している（先のトート論文を根拠にしている）。クロス所有が大企業の16.9%しかないことは、それがハンガリー経済にとって典型でないことを意味している。大企業の7.8%は一人の所有者の単独100%所有であり、外資系所有企業、国営企業は他の所有者が加わることを排除する傾向にある。
- 5) さらに、スターク研究には次のような問題がある。1997年現在の大企業の38.7%は新規設立分である。その3分の2は私有化のなかで既存の企業の転換によって設立された。大企業の43%の前身は旧国営企業である。ところが、私有化研究の最大の論点は、国家所有が解体して、解体後の企業が再結合所有を形成する、つまりその企業では国家的所有が多数を占めることで国家的所有の解体が行われているのかどうか、という点であった。1997年調査では、前身企業をもつ会社は決定的に転換によって設立されたのであって、前身企業からの分離によって新設された企業は17.7%しかない。第7表も同様な傾向を示している。この表によれば、再結合所有になるはずの国営企業からの分離による企業設立は、国家所有企業群、労働者・管理者所有企業群よりも比率が小さい（15.5%）。前身企業別分類（新規、転換、分離）にしたがって、1996年の売り上げ収入と1997年初期の雇用数についてその収入規模別、従業員規模別を観察しても、いずれのケースでも、分離によって設立された企業は比率が少ない。以上から見たように、現存の所有形態としてのクロス所有も、発生経路として国営企業から分離した企業ももっとも小規模な存在でしかない。これに対して、スタークは上位200社の私有化には再結合所有が有効であると主張しているのである。
- 6) 以上分析では、再結合所有の点からは、銀行所有の視点が欠落していたが、1997年の時点ではそれは小規模であり、大企業の5%が銀行所有のもとにあるのに過ぎない。銀行部門はその私有化のなかで外資系が積極的であったが、その外銀は生産部門への投資に関心を示し

ていない。

第7表 旧239国営企業から分割された企業の所有タイプ別比率

所有タイプ	比率	(内訳：%	転換	バイアウト)
外資系所有	16.7		70	30
国家・自治体所有	28.0		85	15
クロス所有—子会社	15.5		70	30
小株主・協同組合理型所有	5.9		85	15
労働者・管理者所有	31.0		89	11
企業家所有	2.9		57	43

出所：Kovách Imre-Csité András (1999), 131. o.

8) 分析は更に、所有タイプと効率の関連性、所有タイプとマネジメントとの関連に及ぶが、ここでは、大企業の体制転換の4つのモデルを示すことでその分析を省略しよう。ただし、コヴァーチは4つのモデルのうち3つ、つまり多国籍モデル、企業家モデルと再分配モデルは市場経済型への転化と見做している。再分配モデルを市場経済的と見做すのは、このタイプの企業の維持は政治的意思決定によってなされるのであり、それはその企業を市場競争に適用するように強制することとは対立しないとするからである。むしろ、コーペラティブタイプの方（管理者と従業員所有、クロス所有、小株主・協同組合理型所有）が問題で、市場戦略原理とは対立して所有・労働者の利害が意思決定で重視されるとみている。しかし、インタビューのなかでこのタイプの企業では経営者所有と経営者支配が強められているのでこのモデル自体が終焉を迎えるとしている。

9) 全体の分析から、コヴァーチらは多様な所有形態が収斂に向い、私的所有が支配的なものになったことを確認して、ポスト社会主義という時期が終焉したことを主張している。

第8表 大企業の転換モデル

モデル区分	再分配	コーペラティブ	企業家	多国籍企業
国家統御	直接コントロール	間接コントロール、市場コントロール	間接コントロール、市場コントロール	市場コントロール、間接コントロール
再分配的特徴	国家補助金、財政支払いのソフトなコントロール	個別国家補助金、財政支払いと第2経済が場合によってはソフトなコントロールを実施	第2経済がソフトなコントロール	優遇税制、投資優遇、関税優遇
所有タイプ	国家・自治体	コーペラティブ	私的所有	私的所有
資本効率	弱い	強い	強い	適切
資産	減少	減少	急激に上昇	安定的
労働効率	低位	中位	中位	高位
労働者数	減少	減少	増加中	安定的
管理	政治指向	利潤・所有指向	利潤指向	所有・利潤指向

出所：Kovách Imre-Csité András (1999), 140. o.

以上から明らかなように、コヴァーチらの分析は、再結合所有がそのなかに含まれるクロス所有が大企業部門とハンガリー経済全体では現在典型的ではなく、再結合所有が発生するはずの国営企業からの企業分離が現在の企業の中でも小規模な現象でしかないこと、そして企業の銀行所有も小規模であることから、スタークの立論である再結合所有を否定している。

第3章 ハンガリーの大企業の所有者たち

ハンガリーの代表的経済週刊誌、フィジェルー（オブザーバー）誌は、毎年ハンガリーの「トップ200社」について別冊特集を組んでいる。それによると（金融機関は除外）、上位200社⁷⁾は純売上げ収入が全体の28%を占めており（分野によってかなりのばらつきがあり、電力、ガス、水道、タバコ、化学では占有率が高い）、雇用者数の10分の1、税引き前の収入額の半分、総輸出額の57%、総純資産額の52%（毎年変動があるが）、付加価値総額の39%を占めていることを示している。ハンガリー経済の大企業による寡占的集中が進行している。

ところで、ヴォスカはその前年の1997年の資料に基づきながら、上位100社⁸⁾の大企業の所有構造を以下のように整理している。

- 1) 100社のうち、79%は何らかの形で（少数株所有から100%所有まで）外資に関係している。国有・社会団体・自治体所有関係は37%、個人所有関係は30%、ハンガリー系他企業所有（銀行所有は除く）関係は20数%、労働者・管理者所有関係と金融機関投資家関係はそれぞれ10%以上である。ところが、第9表から明らかのように、多数株所有の地位にあるのは、外資と中央政府ということになる。

第9表 上位100社における国家組織、外資投資家、ハンガリー企業の所有

所有別タイプ	多数株所有*	少数株所有	小計
外資系企業			
内訳 会社	50	23	73
金融投資機関	--	11	11
小計	50	34	84
国家所有			
内訳 中央政府	11	18	29
地方自治体	3	16	19
小計	14	34	48
国内企業			
内訳 民間企業	2	20	22
国営企業	4	1	5
小計	6	21	27

* 50.01%以上の株式比率

出所：Voszka Éva (1999b), 36. o.

- 2) その特徴は資本構造の集中化である。大企業の多くは一人所有の企業であり、3人以上の所有者がいる企業は44%もあるが、これは3人の所有者に所有権が均等に分散しているのではなく、その(44%)うちの40%についても、多数株所有者が存在する。だから計73の企業は多数株所有者の会社と言うことになる。この年の上位100社から200社の調査によっても、その80%は単独・過半数株所有の企業である。
- 3) 主要な基本的所有者の最大の集団は、第10表にあるように、単独絶対所有をしめる44%の比率を持つ、外資系子会社であり、100社のうち63社がこの分類に入る。次の集団は純粋な国営企業で11%を保有している。第3は分割された金融機関所有である。

第10表 上位100社の所有タイプと所有比率の関係

決定的所有タイプ	所有比率の数値			
	25.01-50.0	50.01-90.0	90.01-100.0	小 計
外 資	13	6	44	63
国 家	0	3	11	14
国 内 会 社	3	1	5	9
従 業 員 所 有	3	3	0	6
支配的所有者不在	0	-	-	8
小 計	19	13	60	100

出所：Voszka Éva (1999b), 36. o.

4) 以上から、ハンガリーの所有構造は以下の2点が明らかである。第1に、私有化の中で、ハンガリーの上位企業の圧倒的多数は、私的株主の統御のもとに入っており、第2に、それも外資系所有者のもとに圧倒的な部分が入っている。英米的な分散所有が出現しなかったし、相対的に、国家所有の企業の割合が大きい。上位100社のうち、他の会社が所有者になっているのはわずか9社しかない。そのうち2社は新規に設立された企業であり、残りのうち2社は私有化される予定である。しかしながら、以上の検討は所有者の分析であって、所有関係の調査ではない。所有関係では、投資関係が企業間ネットワークを発生させているが、最大のシェアを占める外資の所では見られない。1997年以降のトレンドをみても、所有の集中化が企業内部でも企業間でも進行するだろう。

以上から、ヴォスカの検討結果は明瞭である。所有の2重の集中、外資系資本の優位が示され、分散的所有と企業間所有ネットワークの普遍性は否定されている。

まとめにかえて

以上の3つの調査研究の結果は、以下の点を明らかにしている。

第1に、いずれの研究も、1990年代後半の私有化が終了局面にはいったハンガリーの所有構造をネットワーク型の再結合所有として把握することを否定している。それは部分的、過渡的現象としてみなされるか、あるいはそれ自体が否定される可能性をもっている⁹⁾。この否定は、しかしながら、ハンガリー経済の所有構造総体とそれによる経済構造の特徴づけによって導き出されたものではない。その全体像の構築という作業がまだ残されている。

第2に、では、上記の3つの分析からハンガリーの現在の所有構造はどのように特徴づけることができるのか。それは、1) マクロレベルと企業内との双方での所有の集中であり、そして2) 旧国家資産は、主要には、機関所有あるいは混合所有、間接的な国家的所有の形ではなしに、「真の所有者」の手に移行したことの2点であろう。ここでいう「真の所有者」とは、個人所有者と戦略的投資家である外資を示している。自治体や社会保障基金の所有も局地的な現象に留まった。

第3に、私有化の最大の成果は私有領域が拡大したこと、その意味で私有化の自己目的自体が達成されたと判断できるだろう。そのことは以下のことを含意している。つまり、ハンガリーでは、もちろん人民資本主義が発生することはなかったし、また、再結合所有のような混合所有が

優位に形成されることもなかった。さらには旧管理者による大企業支配論も主要な潮流にはならなかった。その意味で、ハンガリーの所有構造は、チェコやロシア、スロバキア、ルーマニア、新ユーゴ、クロアチアとは明確に異なる構造を持っていると判断することができないだろうか。その相違を引き出したひとつの要因は、「市場をベースに市場的方法」（György Csáki-Ákos Mascher (1998)）によって競争的に私有化が実施されたことによるだろう。それは同時にハンガリーの所有構造の形成が外資に委ねられた結果でもあった¹⁰⁾。チャバが指摘する体制転換の3つの欠陥が部分的に克服されていると判断できるだろう。

注

- 1) タルドシュの総括は以下の通りである。収入重視戦略と現金化方式は論拠のあるものだったが、この方式は完全なものではない。また、私有化がハンガリー経済の安定化と効率化に貢献したが、それにもかかわらず、社会的反発が多く、必ずしも正義による私有化ではなかった。私有化は終焉に近づいているが、最後まで残された課題（残ってる資産の売却か維持かの決定、その売却方法の工夫、そのための規制された競争の効果など）が解決を迫られている。[Tardos Márton (1998), 331-332. o.]
- 2) 田中 宏(1997年)を参照。
- 3) 西村可明(1995年)、田中 宏(1995年)による検討を参照。
- 4) 簡略な全体的特徴づけは以下の文献に負っている。Csáki-Mascher (1998), Voszka (1999)
- 5) 本文中の数値と第1表の数値には若干の齟齬があるが、ほぼ傾向は近似している。
- 6) より根本的には、方法論的個人主義を採用するかどうかの違いがあるが、ここでは触れない。
- 7) 複式簿記を採用し、納税している12.7000社を対象にしている。
- 8) 売上げ収入の3分の1、輸出の2分の1を占める。
- 9) トートによれば、未発表論文(1997年)でスターク自身が否定しているという。ここではそれが入手できないのでその点は検討されていない。
- 10) 私有化の国内的資金不足のなかで、誰が国内の「真の所有者」になったのかの検討が次の課題であり、外資と私有化の関係、銀行と公共施設・エネルギー・インフラ部門の私有化についても検討が必要となる。

参考文献

- György Csáki-Ákos Mascher (1998) : The ten years of Hungarian Privatization (1988-1997) / unprinted paper /
- Gil Eyal, Iván Szelényi, Eleanor Townsley (1997) : The Theory of Post-Communist Managerialism, *New Left Review*, No. 222. March / April 1997,
- 堀林 巧「ハンガリー 体制転換の経路・1990～98」小山洋司編『東欧経済』1999年第5号
- Kovács Imre-Csité András (1999) : A posztoszocializmus vége, *Közgazdasági Szemle*, VLV. évf., 1999. február (121-144. o.)
- 西村可明(1995年) : 「市場経済への移行期における所有構造」『経済研究』 Vol. 46. No. 3. Jul. 1995. pp. 260-281.
- 田中 宏(1995年) : 「欧州統合と東欧型資本主義」『高知論叢』第52号(1995年3月) pp. 37-50.
- 田中 宏(1997年) : 「IMFと競争論的体制転換論」『比較経済体制研究』第4号 pp. 15-16.
- Tardos Márton (1998) : Sikeres-e a privatizáció, *Magyarországi tapasztalatok (1990-1997)*, *Közgazdasági Szemle*, VLV. évf., 1998. április (317-332. o.)
- Voszka Éva (1998) : Privatizációs végjáték, *Közgazdasági Szemle*, VLV. évf., 1998. július-augusztus

(675-688. o.)

Eva Voszka (1999a) : Privatization in Hungary : Results and Open Issues / unprinted paper /

Voszka Éva (1999b) : Tulajdonosok a Nagyvállatokban, Weiss Manfréd utódai, *Figyelő*, 1999. szeptember 16-22. 35-49. o.